

# 令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 県は、生産コストの上昇により経営に大きな影響を受ける畜産農家の衛生対策を強化するため、予算の範囲内において、家畜自衛防疫対策支援事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、県内に事務局を置く家畜衛生を推進する団体とする。

## (事業の内容等)

第3条 本事業は、事業主体が、県内の農場の衛生対策強化を行う畜産農家(以下「取組農家」という。)の支援に要する経費を交付するものとする。

## (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

## (事業計画の承認申請及び補助金の交付申請)

第5条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、実施計画承認申請及び補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

## (交付決定前の事前着手)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、

補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合であって、着手前に事前着手届（様式第2号）を知事に提出したときは、この限りではない。

2 前項の場合において、事前着手を行う事業主体は、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で事業に着手するものとする。

（事業計画の承認及び補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画を承認するとともに必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知をするものとする。

（補助事業の変更交付申請）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）取組農家の追加及び削除

（2）補助金額の変更

（補助事業の中止及び廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況の報告を求めることができる。

2 補助事業者は前項により知事から事業遂行状況の報告を求められた場合は、事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内に、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書きに該当した各事業主体において当該補

助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （補助金額の確定）

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第8号）を速やかに知事に提出しなければならない。

#### （補助金の交付）

第14条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

#### （補助金の概算払）

第15条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第9号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### （財産の管理）

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具とする。
- 3 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間)とする。

- 4 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 5 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の返還等)

第17条 知事は、補助事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反したとき又は補助事業に関し不正があったとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当と認めるとき
- (5) その他、知事が必要と認めるとき

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則 (令和6年12月13日付6畜第854号)

- 1 この要綱は、令和6年12月13日から施行する。

## 別表

補助対象経費	補助率（上限）
<p>1 自衛防疫対策支援費</p> <p>取組農家が、令和7年1月1日から令和7年6月30日までの間に、自らが経営する県内の農場の衛生対策の強化のために導入した資機材（本体及びその本体の使用に不可欠または一体として使用される付属品）の経費とする。</p>	1/2以内（1件あたり150千円）
<p>2 事務費</p> <p>事業主体が1の事業の執行に要する事務経費</p>	定額

様式第1号（第5条関係）

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業実施計画承認申請  
及び補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、事業計画の承認及び補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

（注）押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

(別紙)

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業実施計画（実績報告）

1 事業の目的

2 家畜自衛防疫対策支援事業計画（実績報告）及び負担区分

(1) 事業総括表

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 自衛防疫対策支援費				
2 事務費				
合 計				

3 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算（精算）額	備考
県補助金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算（精算）額	備考
1 自衛防疫対策支援費		
2 事務費		
合 計		

4 事業完了予定日（事業完了日） 年 月 日

5 添付書類

(1) 事業内容一覧表（別添1）

(2) 取組農家申請書（別添2）

(3) その他、知事が必要と認めた書類

※既に承認を受けた内容から変更がない場合は、添付書類を省略することができるものとする。

(別添1)

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業内容一覧表

1 取組農家

単位：円

No.	取組農家名	対象資機材		事業費	(負担区分)	
		品目	数量		県補助金	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計						

※ 対象資機材毎に作成し、1枚に収まらない場合は、行を追加するか別様とすること。

## 2 事務費

単位：円

費目	事業費	負担区分		積算基礎
		県補助金	その他	
合計				

※ 「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料等とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

(別添2)

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業取組農家計画（実績）申請書

(事業主体の長) 様

住所  
氏名

1 基本情報

畜種区分	<input type="checkbox"/> 酪農	<input type="checkbox"/> 肉用牛	<input type="checkbox"/> 豚	<input type="checkbox"/> 採卵鶏	<input type="checkbox"/> 肉用鶏	<input type="checkbox"/> その他
農場地						

※ 農場地は市町名まで記載のこと

2 自衛防疫対策計画（実績）

使用目的	品目	数量	対象事業費	補助金
<input type="checkbox"/> 農場消毒体制の強化 <input type="checkbox"/> 野生動物侵入防止体制の強化 <input type="checkbox"/> 交差汚染防止体制の強化 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
<input type="checkbox"/> 農場消毒体制の強化 <input type="checkbox"/> 野生動物侵入防止体制の強化 <input type="checkbox"/> 交差汚染防止体制の強化 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
計				

※ 使用目的の欄は、該当するものにチェック（✓）をつけること。その他の場合は、( )に使用目的を記載すること。

※ 対象事業費には、導入に係る経費のうち事業対象となる経費（本体及びその本体の使用に不可欠または一体として使用される付属品）を記載すること。

※ 補助金は、対象事業費×補助率（千円未満切り捨て）（上限150千円）とする。

※ 計画時には、対象資機材の概要が分かる資料（カタログ、見積書等）を添付すること。

※ 実績報告時には、実績を証する書類（対象資機材の写真、導入価格等が分かるもの）の写しを添付すること。

様式第2号（第6条関係）

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金指令前着手届

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、別記条件を了承のうえ届け出ます。

記

1 事業の内容

No.	取組農家名	対象資機材		事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日
		品目	数量			
1						
2						
3						
合計						

2 指令前着手の理由

（別記条件）

- 1 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、意義がないこと。
- 2 当該補助事業の指令前着手が認められる期間は、本届出以降であり、届出前に着手されたものは補助金の交付を受けることができない。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付指令を受ける期間内においては計画変更を行わないこと。
- 4 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は取組農家等が負担すること。

様式第3号（第8条関係）

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜自衛防疫対策支援事業を下記のとおり変更したいので、令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

(注) 記以下は様式第1号を準用する。ただし、「1 事業の目的」は、「1 変更の理由」に変更し、記載のこと。

(注) 変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付資料は、実施計画承認申請及び補助金交付申請書（様式第1号）に添付したものから変更があった場合、変更後のものを添付すること。

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本人責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第4号（第9条関係）

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜自衛防疫対策支援事業を中止（廃止）したいので、令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

（注）押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第5号（第10条関係）

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜自衛防疫対策支援事業の遂行状況について、令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	完了予定年月日	
	円	%	円		

様式第 6 号 (第 11 条関係)

令和 6 年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜自衛防疫対策支援事業の実績について、令和 6 年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき報告します。

記

(注) 記以下は様式第 1 号を準用する。

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第7号（第11条関係）

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金に係る仕入れに  
係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜  
自衛防疫対策支援事業について、令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金  
交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第11条の補助金の額の確定額  
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  
¥ ー
- 2 補助金額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
¥ ー
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
¥ ー
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
¥ ー

(注)

- 1 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号（第13条関係）

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金精算払請求書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜自衛防疫対策支援事業について、令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

¥ \_\_\_\_\_

【内訳】

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第9号（第15条関係）

令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜自衛防疫対策支援事業について、令和6年度愛媛県家畜自衛防疫対策支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

¥ \_\_\_\_\_

【内訳】

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

【概算払を必要とする理由】

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)